

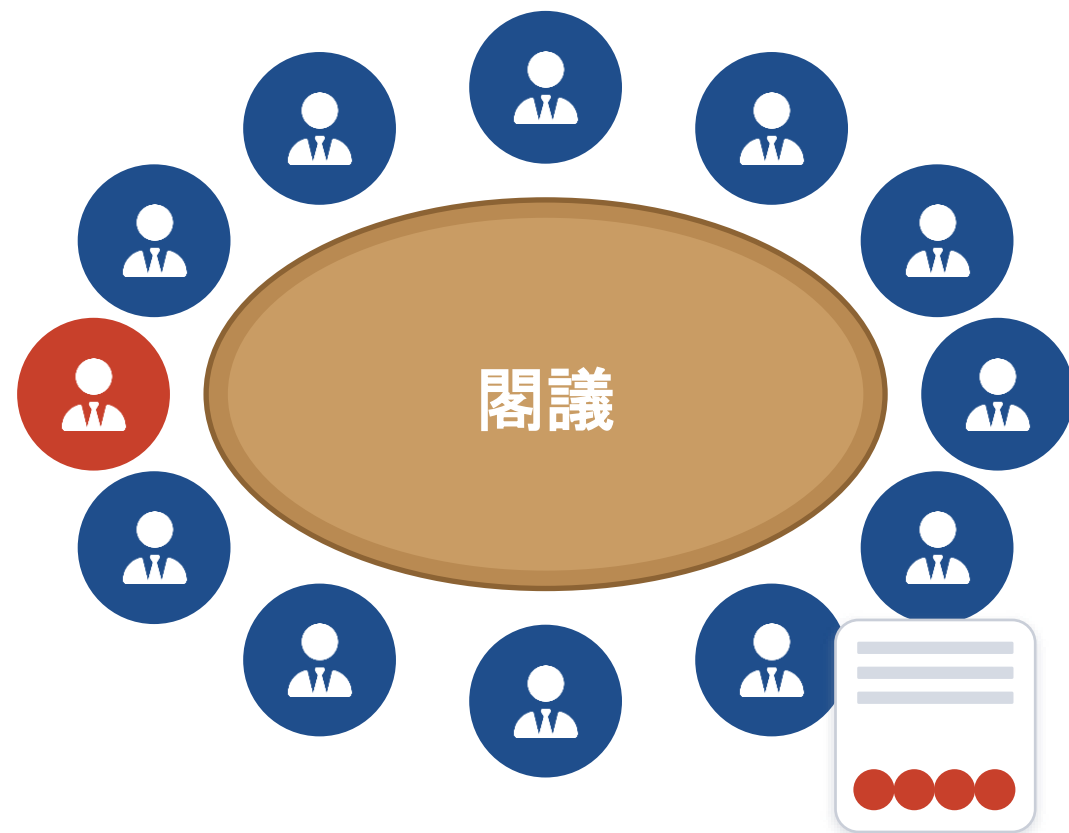
ウェビナー

閣議決定 閣議了解 閣議報告

何が違う？

「首相談話」「所感」「答弁書」の重みを読む

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之



Q.「政府の公式見解」はどれ？

A



戦後80年の
首相「所感」

2025年10月

B



「台湾有事は存立危機
事態になり得る」
首相の国会答弁

2025年11月

C



質問主意書への
「答弁書」

2025年12月



首相本人の言葉(A・B)の方が重そうに見えるが…？

答えは C だけ



A 所感

閣議を経ていない。首相個人の見解



B 国会答弁

首相自身が「政府統一見解として出すつもりはない」と説明



C 答弁書

閣議決定。全閣僚が署名した「内閣の意思」

「何を言ったか」より「**どの手続を通ったか**」で重みが決まる

今日の結論は3つ

1

閣議での処理は3種類

決定＝内閣が決める

了解＝大臣の決定に同意

報告＝共有のみ

2

決定と了解は全閣僚が署名、効力は同じ
報告は意思決定ではない

3

首相談話・答弁書は「内閣の意思」
首相の談話・所感は閣議を通っていない

PART 1

閣議とは何か

ここで分かること

なぜ「全員一致」で
なぜ「署名」なのか？



閣議の法的根拠

憲法65条

行政権は内閣に属する

憲法66条3項

内閣は国会に対し連帯して責任を負う

内閣法4条1項

内閣の職権行使は閣議による

内閣法4条2項・3項

首相が主宰・発議／各大臣も閣議を請求可

内閣法6条

首相は閣議決定の方針で各部を指揮監督



連帯して
責任を負う



だから
全員一致

閣議の運用：全会一致と「署名」



全会一致

慣行として
全員一致で決める



全閣僚が署名

閣議書に
花押で署名する



議事録の公表

2014年4月から
作成・公表



署名しない大臣は、首相が罷免できる(憲法68条2項)

議事録:「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」(2014年3月28日閣議決定)に基づき、同年4月1日の閣議から作成・公表

閣議案件の区分: 首相談話はどこに？

閣議に付議される案件

一般案件

公布(条約・法律)

法律案

政令

人事 など



①憲法に基礎を置くもの

②法律に基礎を置くもの

③その他の重要政策事項



首相談話
政府声明
国会での首相演説



法令上の根拠はない。でも閣議を通れば「内閣の意思」

出典: 国立国会図書館 調査及び立法考査局「『内閣総理大臣談話』等について」(平成24年2月17日、『内閣制度百年史』上巻を引用)

PART 2

閣議決定・閣議了解 閣議報告

ここで分かること

3つは何が違い
どう見分ける？



3つの定義: もともと誰の権限か



閣議決定

内閣が決める

合議体としての
内閣の意思決定

法律案の提出・政令
予算案・重要政策



閣議了解

大臣の決定に 内閣が同意

本来は担当大臣の
権限で決められる事項

重要で他省庁にも
関わるため了解を得る



閣議報告

閣僚に知らせる

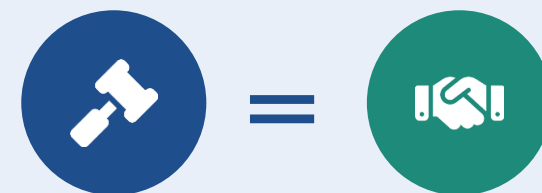
決定・了解を
要しない事項

閣僚に報告して
共有する

出典: 国立国会図書館 調査及び立法考査局(平成24年2月17日)、朝日・読売・日経(2010年5月27日・28日)

効力と手続の違い

	閣議に 諮る	全閣僚の 署名	内閣の 意思
閣議決定	○	○	○
閣議了解	○	○	○
閣議報告	○	—	×
首相の発言・談話	×	×	×



決定と了解の
効力に差はない

違いは「誰の権限
事項か」という
出発点

出典：朝日新聞（2010年5月28日）、読売新聞（2010年5月27日）、日本経済新聞（2010年5月28日）

具体例で区別する

閣議決定

- ・ 在日米軍再編の政府方針（2006年5月）
- ・ 道路特定財源の一般財源化（2008年5月）
- ・ 予算案・骨太の方針
- ・ 戦後の節目の首相談話

閣議了解

- ・ イラク多国籍軍参加の統一見解（2004年6月）
- ・ 翌年度の経済見通し（2008年12月）
- ・ サッカーW杯招致の立候補（2009年12月）
- ・ 日本航空再生の政府声明（2010年1月）

閣議報告

- ・ 関係閣僚会議の結果
- ・ 調査結果などの報告



国際大会の招致＝担当大臣の所管＋政府全体に関わる → 了解

出典：朝日新聞（2010年5月28日）、国立国会図書館 調査及び立法考査局『『内閣総理大臣談話』等について』（平成24年2月17日）

見分け方：案件名の末尾を見る

● ● ● 首相官邸HP「閣議」の案件一覧(イメージ)

〇〇法律案

(決定)

△△に関する質問に対する答弁書について

(決定)

××大会の招致について

(了解)

□□会議の結果について

(報告)



案件ごとに種別が
明記されている



答弁書は
「…について(決定)」



議事録は
2014年4月以降公表

報道の見出しだけでなく、種別まで確認する習慣を

「署名」が政治を動かした2つの場面



2005年8月
郵政解散

解散の閣議で、解散詔書への署名を拒んだ農水相を首相が罷免



2010年5月
普天間移設

方針を「首相発言」か「閣議決定」かで議論 → 閣議決定に署名しないとした消費者担当相を罷免

閣議決定
全閣僚が責任を共有する手続

首相発言
署名不要＝内閣の意思決定としての効力に欠ける

出典：朝日新聞（2010年5月28日）、読売新聞（2010年5月27日）、日本経済新聞（2010年5月28日）

PART 3

「談話」の型

ここで分かること

「首相談話」と
「首相の談話」は同じ？



首相の談話



首相談話

≠

名称で手続が分かる

閣議を経る＝内閣の意思

- ・ 内閣総理大臣談話（首相談話）
- ・ 政府声明

例：村山談話（1995年）・小泉談話（2005年）・安倍談話（2015年）



閣議を経ない＝首相の意思表示

- ・ 内閣総理大臣の談話（首相決裁）
- 例：重要法案の成立・骨太の方針・元首の逝去
- ・ 所感（2025年・戦後80年）



覚え方：「の」が入ると首相決裁

※内閣総理大臣謹話（皇室関係）は閣議案件となる場合とまらない場合がある 出典：国立国会図書館 調査及び立法考査局（平成24年2月17日）

PART 4

最近のニュースで読む

ここで分かること

「所感」と「答弁書」は
どこに位置づく？



所感

答弁書

戦後80年は「談話」ではなく「所感」

戦後50年(1995年)

戦後60年(2005年)

戦後70年(2015年)

戦後80年(2025年)

村山談話

閣議決定

小泉談話

閣議決定

安倍談話

閣議決定

石破首相の所感

閣議決定なし

所感の特徴

- ・ 閣議決定を経ない異例の形式
- ・ 首相個人の見解として発出
- ・ 歴史認識は「歴代内閣の立場を引き継ぐ」

読み方

- ・ 内閣を拘束する公式見解は過去の閣議決定(談話)
- ・ 所感は内閣の意思決定ではない

出典: 秋田魁新報・共同通信(2025年10月10日)、神戸新聞(2025年10月)ほか

首相の国会答弁と「答弁書」



2025年11月
国会答弁(口頭)

台湾有事は存立危機
事態に「なり得る」

首相: 政府統一見解
として出すつもりはない



質問主意書

野党議員が
文書で質問
(国会法74条)

原則7日以内に答弁
(国会法75条2項)



2025年12月26日
答弁書を閣議決定

個別具体的な状況に
即し、全ての情報を
総合して判断

= 従来の政府見解

確定度: 口頭の答弁 < 答弁書(閣議決定)

出典: 答弁書 内閣参質219第93号(2025年12月26日)、共同通信(2025年11月10日)

PART 5

実務への示唆

ここで分かること

企業は“政府の言葉”を
どう扱う？



重みの目安: 5段階

1 法律・政令

国民を拘束

2 閣議決定・閣議了解

答弁書・首相談話など

3 首相の談話・声明

首相決裁

4 国会答弁・記者会見

口頭の説明

5 所感・個人メッセージ

首相の見解



留意点

- ・ 閣議決定は国民を直接拘束しない
- ・ 後の内閣が変更できる(例: 2014年7月1日の憲法解釈変更)
- ・ 裁判所の判断を拘束しない

※閣議報告は意思決定ではないため、内容の性質で判断

会社に置き換えると

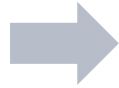


閣議決定



取締役会決議

閣議了解



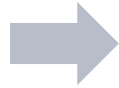
担当役員の権限事項を取締役会です承

閣議報告



取締役会への報告事項

首相の談話



社長決裁の社長メッセージ

所感



社長個人のブログ

違い: 取締役会は多数決、閣議は全会一致(連帯責任)

政府見解を使うときの3つのチェック

1



種別を確認

官邸HPで(決定)(了解)(報告)
を見る

2



答弁書は特定して引用

日付・文書番号まで
例: 内閣参質219第93号

3



首相発言・所感の扱い

政策の方向性の
シグナルとして読む



意見書・社内規程に「政府見解」と書く前に、その手続を確かめる

SUMMARY

まとめ

ここで分かること

今日の物差しを
3行で



決定

了解

報告

まとめ

1 決定＝内閣が決める 了解＝大臣の決定に同意 報告＝共有

2 決定・了解は全閣僚が署名、効力は同じ。首相談話・答弁書はここ

3 首相の談話・所感・国会答弁は、閣議を経ない分だけ重みが下がる

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊 雅之
TEL 03-5288-1021 / m-watanabe@miyake.gr.jp